

平成 21 年 1 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社 I H I
代表者名 代表取締役社長 釜 和 明
(コード番号 7013)
問合せ先 広報・IR 室長 竹 園 良 雄
電話 0 3 - 6 2 0 4 - 7 0 3 0

関係会社に関する引当金計上の経緯等について

当社は、平成 20 年度第 3 四半期連結決算において、当社の全額出資子会社である I H I 建機株式会社（以下、「I K」といいます。）及び I K の全額出資子会社である I H I 建機東京販売株式会社（以下、「I K T H」といいます。）が行う建設機械（以下、「建機」といいます。）の事業に関し、I K T H が取引先に対して有する債権について、その回収可能性に懸念が生じ、貸倒引当金 135 億円を計上することとなりました。この貸倒引当金計上に至る経緯等について、下記のとおりお知らせいたします。

記

第 1 取引の経緯・内容及び貸倒引当金の計上の理由

- 1 本件貸倒引当金を計上するに至る原因となった、I K T H、A 社及びその子会社である B 社（A 社及びその関連会社を合わせて「A 社グループ」といいます。）との取引（以下、「本件取引」といいます。）の内容は、次のとおりです。
 - (1) I K T H において、建機販売先である A 社グループと、平成 7、8 年頃から、次の取引を開始しました。すなわち、A 社もしくはそのグループ会社が所有するレンタル用中古建機を I K T H が購入し代金は手形で支払います。これを同日付で B 社に所有権留保を担保として売却し代金を手形で受取るというものです。
 - (2) A 社は、I K T H からの受取手形のほぼ全額を取引金融機関に割引手形として持ち込み、運転資金等に充てており、I K T H も B 社からの受取手形の 5 割弱を取引金融機関に割引手形として持ち込み、運転資金等に充てていました。
 - (3) 本件取引は、実質的には、I K T H の支払手形とより長い満期の受取手形とのサイト差を利用した A 社グループへの金融支援を目的とする取引でした。
 - (4) I K T H においては、A 社からの建機の購入額を仕入として、B 社への売却額を売上として計上していました。
 - (5) 本件取引の規模は平成 20 年 12 月末現在で、I K T H の受取手形等債権額 140 億

円、同支払手形等債務額 60 億円です。I H I 連結決算においては、受取手形等債権額の全額について貸付金として認識しております。

- (6) I H I 連結決算における本件取引の会計処理方法は、平成 20 年 3 月期から、より透明性の高い開示を行うという観点から、売上及び仕入れ取引としての経理処理ではなく、経済的実質に着目した貸付金としての経理処理に変更しました。なお、それ以前の法的形式・実態に合わせた売上及び仕入れ取引としての経理処理についても、会計慣行等から認められる経理処理であるので、過年度に遡っての訂正は不要と判断しました。

2 A社グループとの取引拡大を指向する I K T H と資金需要が増大する A 社の双方のニーズが合致するなか、本件取引を繰り返すことによって、A社が資金調達を I K T H に頼る割合は大きくなり、本件取引による取引額が増大していきました。

3 I K も、I K T H において A 社グループに取引が集中していることは認識していましたが、平成 16 年 10 月に至り、同年 6 月に就任した I K 現社長に対し、本件取引は中古建機の現物を確認せずに行われている等の匿名文書での指摘があったことから、I K から当社にも報告がなされました。そこで、当社、I K、I K T H にて、平成 16 年 10 月当時、早急に事実関係の調査を進めました。また、I K T H の A 社グループに対する中古建機取引による与信額が多額であったことから、当社の指導の下、I K、I K T H、A 社グループにおいてプロジェクトチーム（以下、「PT」という。）を組成し、以後、I K T H から A 社グループ向け与信を順次回収し、与信の縮小を図ることとしました。

4 しかし、A社グループの資金需要が増大していたことや、市況の悪化により A 社の資産の売却が進まなかったことから、平成 16 年度以降も与信額は思ったように減少しませんでした。

そこで、平成 20 年 4 月、I K T H の A 社グループに対する債権の保全状況を確認するために、I K T H が所有権を留保している中古建機につき、所有権留保の有効性についての全数調査、並びに所有権留保の対象物件の実在性及び担保価値の合理性についてのサンプル調査を実施しましたが、特段の問題は認められませんでした。そのため、平成 20 年 3 月期においては、貸倒引当金の計上は不要と判断しました。

しかし、一昨年の決算訂正等により東京証券取引所・大阪証券取引所等から特設注意市場銘柄に指定されたことを踏まえ、当社として内部管理体制の強化に努めるなか、その一環として、公認会計士等の専門家による立会い調査を要請するなどの交渉を行いつつ、関係者に対するヒアリング調査等を継続しておりました。平成 20 年 10 月からは、A社グループの協力を得て、コンサルタント会社による A 社グループの財務内容の詳細調査に着手しました。

5 詳細調査の結果、以下の事情が判明いたしました。

- (1) A社グループの財務状況に問題が認められ、今後も収益状況の悪化が予想されました。
- (2) I K T Hの所有権留保も、中古建機のうち、一部が実在していない懸念があることや、所有権留保の効力が必ずしも十分とはいえないこと、経年劣化や市況悪化等により本件取引の対象となっていた中古建機の価格が下落していることも判明しました。

6 上記を踏まえ、I K T HのA社グループ向け債権のうち、保守的にみて 135 億円について貸倒引当金を計上することとしました。

第2 本件取引に係る関係会社の経営管理上の反省点

1 I K T Hは、平成 7 年、8 年ころからA社と本件取引を始め、平成 15、16 年ころには、与信残高が 140 億円を超えるなど、I K T Hの売上高や財務内容等に比してあまりに過大な規模にまで拡大させ、与信管理も不十分でした。然るに、平成 16 年 10 月に社内から指摘がなされるまで、当社はもとより、I Kにおいては、かかるI K T Hの売上ないし与信の急増の原因を調査して、与信管理を行う等の対策をとってきませんでした。その意味で、当社及びI Kによる関係会社の管理も十分でなかったと言わざるを得ません。

2 平成 16 年 10 月以降は、I K T HのA社向け与信の増大を踏まえて、A社側も巻き込んだ PT を作り、A社グループ向け与信の縮小を図ろうとしましたが、グループ全体に対する与信の増大は抑えることができたものの、結果的には、十分な成果は得られませんでした。また、平成 20 年 10 月以降の詳細調査でA社との本件取引に関する問題点が判明するなど、A社グループの協力を得て詳細調査をしなければ判明しない事情もあったとはいえ、結果的には、平成 16 年 10 月以降の当社・I Kの与信管理にも、改善の余地があったと考えております。

第3 再発防止策

I KやI K T Hはもとより、I H I グループの他の関係会社についても本件を踏まえ、当社による管理体制を一層強固なものとしてまいる所存であります。

具体的には、以下のとおりです。

- (1) I KとI K T Hの経営管理体制の強化

経営陣の刷新を図るとともに、IKがIKTHを吸収合併することにより、当社の直接的な管理体制を強化することを検討します。

(2) 関係会社の与信管理強化と徹底

当社は、今回の事例を全関係会社の教訓として共有すると共に、関係会社の与信残高の内容を早急に精査し、本年2月末までにその健全性を確認いたします。また、関係会社の取引先に対する与信残高について、特定取引先毎の与信と総与信のそれぞれに残高の上限を設定することとし、関係会社ごとに与信残高の適切性について定期的な報告を求めることとします。

(3) 関係会社役員への教育・研修の徹底による意識改革

取引規模推移、信用状態の変化、環境変化等取引先の信用リスク評価に常時細心の注意を払うこと、信用リスクが顕在化する懸念がある場合に経営及び当社への速やかな報告を行うこと等についての教育・研修を徹底し役員への意識改革を図ります。

(4) 関係会社へのモニタリング強化

a. 当社主管部門および関係会社の取締役・監査役がモニタリングすべき事項のチェックリストを作成し管理を徹底するとともに、更にこれが実施されていること自体を確認する体制・仕組みを確立します。また、モニタリングの結果、問題がある場合には取締役・監査役に報告する仕組みといたします。

b. 当社監査室がモニタリングする関係会社の範囲を拡大します。

(5) 第三者による関係会社へのモニタリングの実施

当社は、会計監査人による監査が実施されていない大会社以外の関係会社につき、公認会計士資格を持つ第三者がモニタリングを実施し、当社に報告を行う仕組みを既に導入しておりますが、今後、適用の拡大を図ります。

第4 今後の取り組み

多額の貸倒引当金の計上を余儀なくされ損失を招いたことにつきましては、厳粛に受け止め、今後は、前記関係会社の経営管理の強化策を実行し、グループ全体で、取引先への与信管理の向上に努めていく所存であります。

また、本件の経営責任に対する調査を進め、厳正な処分を行います。

以 上